

ワーケーション実践団体奨励金交付事業 のお知らせ

仕事と余暇活動を組み合わせた、普段の勤務地とは異なる場所で行う新しい働き方であるワーケーションについて、本県の魅力をPRしてください方に支援を行います。

交付対象事業

次のいずれにも該当するものであることとします。

- (1) 秋田県内において、仕事と余暇活動を組み合わせて滞在すること。
- (2) 秋田県内に所在する宿泊施設やレンタルオフィス等で仕事を行うこと。
- (3) 秋田県内に連続して3泊以上滞在すること。
- (4) 参加人数が原則3名以上であること。

※秋田県を除く東北5県からの参加においては5名以上であること。

- (5) 滞在期間中にワーケーションの様子をSNS等で紹介し、本県の魅力を拡散すること。
また、終了後も社内等への広報宣伝に努めること。

交付額

1企業または1団体につき **10** 万円。

実施期間

交付決定の通知があった日から令和5年3月末まで。

※令和4年度の募集期間は令和5年2月末までとなっております。

その他

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、次の条件を設けることとします。

【条件】

- ・出発日の3日前以降に採取した検体によるPCR検査または抗原定量検査による結果が陰性であることが分かる書類の写しを提出すること。

申請方法

次の書類一式をご提出ください。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業実施計画書（様式第2号）

※申請書等様式については、県ホームページ「美の国あきたネット」の「移住・定住促進課からのお知らせ」にある「令和4年度 ワーケーション実践団体奨励金交付事業について」からダウンロード出来ますのでご覧ください。

申請先、お問い合わせ先

秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課 移住促進班

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

TEL: 018-860-1234

FAX: 018-860-3871

E-mail: iju@pref.akita.lg.jp